

宇土市内の個人事業主の皆さまへ

市税及び国民健康保険税の納期内納付に御協力を！

所得税（国税）の確定申告をされた場合、その申告内容等をもとにして新年度の市税及び国民健康保険税が課税されます。令和7年度課税がある場合は、令和7年6月中旬頃に「納税通知書」を送付しますので、納期内に納付いただきますよう御理解・御協力をお願いします。



納付について

納付期限

宇土市では、集合税方式を採用しているため、**個人住民税・固定資産税・国民健康保険税**の3税をまとめた年税額について、6月から翌年3月までの**10回の納期**に分割して納付いただきます。各月の定められた期限（納期限）までに**必ず納付**してください。

なお、納期限内までに納付できない事情のある方は、お早目にご相談下さい。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人住民税 固定資産税 国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※令和8年度から単税方式・4期課税(国保税は10期課税)に変わります。

納付方法

個人事業主の方は、基本的に口座振替又は納付書払いでお支払いいただきます。

口座振替は、毎月の納定期限に登録されている金融機関からの引き落しになります。一度、口座登録手続きをすると、翌年度以降も自動的に更新されますので**確実かつ便利**です。口座振替依頼書は、市役所及び宇土市内金融機関の窓口に備え付けてありますので、**ぜひご利用下さい**。口座登録されていない場合は、納付書をお送りしますので、市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ決済での納付をお願いします。

【取扱いコンビニエンスストア】
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ヤマザキデイリーストアほか
【対応スマートフォンアプリ】
PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、auPay、ファミペイほか

各税目の算定について

個人住民税

個人住民税は、居住する市町村で課税される税金（地方税）です。所得税（国税）の確定申告等の情報をもとに、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得から計算されます。

■個人住民税は、個人市民税と個人県民税の合計のことです。税額は、次のとおりです。

個人市民税	
(均等割) 3,000円	(所得割) 課税所得金額 × 6%
個人県民税	
(均等割) 1,500円	(所得割) 課税所得金額 × 4 %

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している場合、その資産の価格を基に算定された税額を、所在する市町村に納める税金です。

このうち償却資産とは、農業、漁業、飲食業、理容・美容、小売業、製造業、建設業などの事業を経営している方が、その事業のために用いている構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、工具・器具・備品といった事業用資産のことをいいます。

償却資産は、毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告しなければなりません。（土地・建物についての申告は不要です。）

■税額は、次のとおりです。

固定資産税

土地・家屋・償却資産の
課税標準額合計 × 税率（1.5%）

国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険加入の方が医療機関等を受診したときの医療費の支払い等に充てる大切な財源です。世帯毎に税額を計算し、世帯主の方に課税されます。

個人住民税の場合と同様に、所得税の確定申告をされると、その情報や世帯の状況等を基に算定しますので、改めて申告を行う必要はありません。

■税額は、次のとおりです。

種別	算定基礎	医療分	支援分	介護分
所得割	前年中総所得 -43万円	× 8.3%	× 2.6%	× 2.3%
均等割	国保加入者数	× 22,000円	× 7,200円	× 8,800円
平等割	一世帯あたり	22,000円	5,800円	5,200円
	課税限度額 (計106万円)	650,000円	240,000円	170,000円

※今後、税率改定となる場合があります。

詳しくは下記までお尋ねください

【お問合せ先】宇土市役所 税務課 tel 0964-22-1111（代表）